



運転ボランティアがマイカーで

通院送迎の お手伝いを します

利用までの流れ

対象者の要件を確認

介護認定を受けて
いない

市高齢介護課へ相談

介護認定を受けて
いる

担当ケアマネへ相談

ケアプランの作成

登録及び訪問調査

利用日を予約する（原則1週間前までに）

利用開始（平日午前8時～午後5時）

当日キャンセルした場合、次の費用が発生します。
連絡あり：利用料の半額 無断：利用料の全額

（社福）小野市社会福祉協議会

小野市王子町801 福祉総合支援センター内

電話 63-2575

日中同居者不在で通院に
お困りの方もご相談ください

日中（お昼間）就労等により運転できる者がいない世帯の方からの要望により、下記のとおり対象者を拡大します。（介護認定を受け要支援1・2または事業対象者が対象です。）
詳しくは、小野市社会福祉協議会へお問い合わせください。

対象者

要支援1・2または事業対象者で、通院が困難な方
加えて、次のいずれかに該当される方

- ・同居者全員が、免許不所持又は返納
- ・日中就労等により運転できる者がいない世帯



利用料

往復 1,200円
片道利用は600円（往路のみ可）
医療機関で付き添いが必要な方は、
1時間につき600円が加算



送迎先

小野市内の医療機関
特別な理由がある場合、利用者宅
から10km圏内にある北播磨圏
域の医療機関への送迎可

